

保 存 版

令和 7 年 9 月 1 日

保 護 者 様

大阪市立高倉小学校長 阪口 篤

非常災害時等に伴う臨時休業などの措置について

標題につきまして、本市教育委員会からの通知を踏まえ、非常災害時の措置を以下のようにしてしておりますので、ご確認ください。

- テレビ等の台風情報で、午前 7 時現在および児童登校時（7 時～8 時 30 分）までに大阪市に『暴風警報』もしくは、『暴風雪警報』又は『特別警報』発令中の場合や地震に係る『警戒宣言』が発表されている時は臨時休業にします。
- 大阪市内のいづれかの地域において、『震度 5 弱以上の地震』が発生（気象庁発表）した場合は臨時休業にします。
- 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合は臨時休業にします。
- 午前 7 時現在、もしくは児童登校時（7 時～8 時 30 分）、河川洪水等による『避難準備・高齢者等避難開始』、『避難勧告』、『避難指示（緊急）』のいづれかが都島区内に発令されている場合は、臨時休業にします。

（その他の措置とお願い）

- ※ 登校時に臨時休業になりました場合は、お迎えをお願いします。
- ※ 登校後に警報等が発令された場合につきましては、その都度の判断とし、「ミマモルメール」や「ホームページ」等でお知らせします。
- ※ 休業の場合は、風雨に十分注意し、ご家庭での過ごし方にご配慮よろしくお願いします。
- ※ 学校が臨時休業になれば、いきいき活動も中止になります。
- ※ 土曜授業の日も非常災害時の措置は同じです。
- ※ 「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校時の安全が確保できない事態の発生その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、またこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、臨時休業とすることがあります。また大阪市教育委員会の指示により、臨時休業となる場合につきましても、その際は「ミマモルメール」や「ホームページ」でお知らせします。